

令和3年5月14日  
第34回新型コロナウイルス  
感染症対策本部会議資料  
教育委員会

岡山市立岡山後楽館高等学校長 様  
岡山市立中学校長 様

岡山市教育委員会事務局  
学校教育部保健体育課長  
指導課長

### 緊急事態宣言下の部活動の実施について（通知）

平素から、部活動の振興にご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、16日から緊急事態宣言が発令されることに伴い、今後の部活動の実施について、下記のとおりとしますのでお知らせします。

つきましては、部活動の実施について、各校で周知徹底をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症に対する取組等につきましては、日々変化しており、今後の状況により変更する必要があることを申し添えます。

記

- 1 緊急事態宣言期間中（5月16日～5月31日まで）の活動について
  - ・原則休止とする。
  - ・※公式戦等及び公式戦等における負傷・事故防止等のための必要最低限の活動を除く。
  - ・他校との練習試合等、校外での活動は実施しない。
- 2 活動を行う場合の具体的な留意点
  - ・健康観察や活動前後の手洗いのより一層の徹底等、これまでの通知を参考に感染防止の取組の再確認と徹底を図ること。
  - ・ミーティングや更衣等、十分な身体的距離がとれない状況においては、マスクを着用すること。ただし、熱中症になるリスクある場合は、熱中症への対応を優先させること。
  - ・近距離でのかけ声や向かい合っでの発声等は極力避けること。
- 3 6月以降の大会（公式戦）等の参加について
  - ・別途改めてお知らせします。
  - ・部活動でのクラスター等の発生があれば、通常の活動や大会等への参加ができなくなります。

#### 【担当】

岡山市教育委員会事務局学校教育部  
保健体育課（長谷井）  
（電話）803-1594  
指導課（佐藤）  
（電話）803-1591

# 新型コロナウイルス感染症予防のための学習指導等に関すること

(5月14日時点)

※下線部は追加や変更をする点

## ■各教科・領域等に共通した留意事項

〔国語，社会，算数，数学，理科，生活，音楽，図画工作，美術，家庭，技術・家庭，体育，保健体育，外国語，道徳科，外国語活動，総合的な学習の時間，特別活動〕

### ○ 学習活動

- ・各教科等の指導計画の見直しを行い，指導順序の変更や家庭学習との関連を図る等，適切に学習活動を行う。

### ○ 学習環境

- ・授業では，間近で会話や発声をしたり，人と接触したりする場面をつくらぬよう配慮する。
- ・できるだけ個人の教材教具を使用し，児童生徒同士の貸し借りはしないようにする。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は，使用前後の手洗いを丁寧にする。
- ・常時，窓を開けたまま授業を行い，エアコン使用時も常時2方向の窓を開けておくようにする。

### ○ 話し合い活動等

- ・話し合い活動やグループ活動を行う際は，児童生徒の体の向きや距離を十分配慮したうえで必要最小限かつ短時間とする。
- ・活動中はマスクを着用し，必要最小限の声量で話すようにする。

### ○ 特別教室

- ・固定の机を使用する場合は，できるだけ対面にならないように配慮する。

※新型コロナウイルス感染症予防のためのガイドライン〔岡山市版（5月14日）〕を参照のうえ，学習環境においても感染症予防を徹底してください。

☞以下の指導については，上記の共通した留意事項に加え対策を講じること

### 〔理科〕について

- ・実験や観察を行う際は，児童生徒同士が密集しないよう距離を十分に配慮したうえで行う。

### 〔体育科，保健体育科〕について

- ・「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」は行わない。
- ・体育の授業内容については，集団で行う活動は避け，なるべく個人で行う活動とし，特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空けて行う。また，密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動，向かい合って発生したりする活動は行わないようにする。
- ・体育の授業は可能な限り屋外で実施すること。ただし，気温が高い日などは，熱中症に注意すること。体育館などの屋内で授業を実施する場合は，特に呼気が激しくなるような運動は避けること。（換気も必要）
- ・体育の授業においても，原則マスクを着用すること。ただし，十分な身体的距離がとれる状況で，十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症のリスクがある場合には，マスクを外すことも可能である。

### 〔音楽科〕について

- ・ 歌唱領域の指導を行う場合、室内において豊かな声量で歌うような活動は当面は行わないこととし、児童生徒の体の向きや距離を十分配慮したうえで、ハミングや小声で歌う等が考えられる。
- ・ 器楽指導は、和楽器（箏、三味線）やギター等を扱い、飛沫が飛ぶリスクの高いリコーダーや鍵盤ハーモニカの扱いは当面行わない。

### 〔家庭科、技術・家庭科〕について

- ・ 調理等の実習は当面行わない。

## ■ 学校行事等について

### ○ 遠足・集団宿泊的行事

- ・ 原則、延期とする。

### ○ 運動会・体育会

- ・ 原則、延期とする。 やむを得ない場合は、演技・競技内容や児童生徒・保護者の応援・観覧等において、密閉・密集・密接の回避に努め、学校の実態に応じて、実施時間の短縮、種目の精選、観客の制限等について徹底する。

### ○ 参観日

- ・ 原則、延期や中止とする。

## ■ 毎朝の検温、風邪症状の有無等の確認について

- ・ 健康観察記録表の記入と提出・確認を継続する。
- ・ 登校時に可能な限り早く、児童生徒等の健康観察記録表の確認を行い、検温等行っていない場合は速やかに検温等する。
- ・ 発熱等の風邪症状がある場合には、児童生徒本人も教職員本人も、自宅で休養することを徹底し、同居の家族に風邪症状が見られる場合も出席停止とする。

## ■ 学校給食の実施について

- ・ 手洗い、マスク着用を徹底する。（食事の前後）
- ・ 対面会食を回避する。（飛沫を飛ばさないよう机を向かい合わせにしない、または大声での会話を控えるなど）
- ・ 給食当番及び教職員の健康管理及び配膳時の衛生管理を徹底する。
- ・ 弁当を持参する場合や、教職員の食事の場面においても、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫すること。食事後の歓談時には必ずマスクを着用すること。
- ・ 給食後等に、学校で歯みがきや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど、感染のリスクに配慮すること。